

社団法人 日本フードスペシャリスト協会
入会金及び会費規程

平成19年2月13日制定

平成20年5月14日改正

定款第7条の規定に基づき、入会金、会費及び賛助会費を次のとおり定める。

(定義)

第1条 この規程において、会員とは定款第5条に掲げるものをいう。

(入会金)

第2条 会員の入会金は、次のとおりとし、入会時に支払うものとする。

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 正会員 | 30,000円 |
| (2) 賛助会員(フードスペシャリスト資格取得者) | 2,000円 |

2 賛助会員(団体又は個人)は、入会金の納入を要しない。

(会費及び賛助会費)

第3条 正会員の会費及び賛助会員の賛助会費の額は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|---------------|
| (1) 正会員 | 50,000円/年 |
| (2) 賛助会員(団体) | 一口20,000円以上/年 |
| (3) 賛助会員(個人) | 2,500円/年 |
| (4) 賛助会員(フードスペシャリスト資格取得者) | 2,500円/年 |

2 賛助会員(フードスペシャリスト資格取得者)は、前項の賛助会費の支払いに代えて、30,000円を一時払いすることにより、終身会員の資格を得ることができる。

(臨時会費)

第4条 臨時に資金を必要とするときは、総会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

(会費等の納入)

第5条 会費及び賛助会費は、毎年6月末日までに納入しなければならない。ただし、新規の正会員の会費及び新規の賛助会員(フードスペシャリスト資格取得者)の賛助会費は、入会時に入会金と併せ納入するものとする。

(抛出金品の不返還)

第6条 会員が既に納入した入会金、会費、賛助会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

(規程の変更)

第7条 この規程は、総会の議決を経なければ変更できない。

附 則

この規程は、農林水産大臣の設立許可があった日（平成19年3月29日）から施行する。

平成20年5月14日改正後の規程は、改正の日から施行する。